

現クリーンセンター操業に関する基準と安全操業のための対策

(1) クリーンセンターの操業基準

現在、クリーンセンターは、昭和59年10月の稼動から24年が経過しており、クリーンセンターの稼動開始の同時期にクリーンセンター運営協議会が昭和59年12月に地域3団体（北町5丁目町会、緑町3丁目町会、緑町団地自治会）で発足された。市では、この運営協議会と操業に関する協定を締結し、その協定によりクリーンセンターの操業はされている。協定書では、公害の監視の条項が明記され、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等についての運営協議会への報告と関係資料等の公開するものとされており、運営協議会の協働のもとにこれまでクリーンセンターの運営はしてきている。

この協定の中に排ガス、排水、騒音、振動、悪臭について、排出等の各種基準値については、下記のとおりである。

排ガス基準

項目	法規制値	根拠法令	操業協定基準
ばいじん	0.08 g / N m ³	大気汚染防止法	0.03 g / N m ³
硫黄酸化物	105ppm 程度	大気汚染防止法	30ppm
窒素酸化物	250ppm	大気汚染防止法	150ppm
塩化水素	430ppm	大気汚染防止法	25ppm
一酸化炭素	100ppm	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
ダイオキシン類	5ng-TEQ / N m ³ (1ng-TEQ / N m ³)	ダイオキシン類対策特別措置法 (下段は新設)	

排水基準

測定項目	単位	基準値	測定項目	単位	基準値
水素イオン濃度	pH	5.1 以上 9 未満	シアン	mg/L	1 未満
水温	°C	45 未満	有機燐	mg/L	1 未満
BOD	mg/L	600 未満	鉛	mg/L	0.1 未満
COD	mg/L	-	六価クロム	mg/L	0.5 未満
浮遊物質	mg/L	600 未満	砒素	mg/L	0.1 未満
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	5 または 30 未満	総水銀	mg/L	0.005 未満
フェノール	mg/L	5 未満	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
銅	mg/L	3 未満	PCB	mg/L	0.003 未満
亜鉛	mg/L	2 未満	フッ素	mg/L	8 未満
鉄	mg/L	10 未満	大腸菌群数	個/L	-
マンガン	mg/L	10 未満	燐含有量	mg/L	16 未満
総クロム	mg/L	2 未満	窒素含有量	mg/L	120 未満
ヨウ素消費量	mg/L	220 未満			

騒音・振動基準

項目	基準値	時間区分
騒音	45 デシベル	午前 6 時から午前 8 時まで
騒音	45 デシベル	午後 7 時から午後 11 時まで
騒音	50 デシベル	午前 8 時から午後 7 時まで
騒音	45 デシベル	午後 11 時から午前 6 時まで
振動	60 デシベル	午前 8 時から午後 7 時まで
振動	55 デシベル	午後 7 時から午前 8 時まで

悪臭

表 悪臭防止法及び環境確保条例の悪臭の規制基準

区域の区分		悪臭原因物である気体で工場または指定作業場から排出されるものに係る当該工場または指定作業場の敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	悪臭原因物である気体で工場または指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場または指定作業場の排出口における悪臭の許容限度				
種別	該当区域	悪臭原因物である気体で工場または指定作業場から排出されるものに係る当該工場または指定作業場の敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	排出口高さ15m未満の施設			実排出口高さ15m以上の施設	
			排出口の口径が0.6m未満の場合	排出口の口径が0.6m以上0.9m未満の場合	排出口の口径が0.9m以上の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの2.5倍未満の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの2.5倍以上の場合
第1種区域	1 第1種低層住居専用地域 2 第2種低層住居専用地域 3 第1種中高層住居専用地域 4 第2種中高層住居専用地域 5 第1種住居地域 6 第2種住居地域 7 準住居地域 8 無指定地域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t = 275 \times H_0^2$	$q_t = 357 \times F_{max}$
第2種区域	1 近隣商業地域 2 商業地域 3 準工業地域 4 1～3に接する地先・水面	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t = 436 \times H_0^2$	$q_t = 566 \times F_{max}$
第3種区域	1 工業地域 2 工業専用地域 3 1～2に接する地先・水面	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t = 549 \times H_0^2$	$q_t = 712 \times F_{max}$

注) q_t は排出ガスの臭気排出強度 (m^3N/min)、 H_0 は排出口の実高さ (m)

資料:「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」(昭和48年6月1日都告示第641号)

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月22日都条例第215号)

悪臭物質基準

悪臭物質	基準値
アンモニア	1 p p m
メチルメルカプタン	0.002 p p m
硫化水素	0.02 p p m
硫化メチル	0.01 p p m
トリメチルアミン	0.005 p p m
アセトアルデヒド	0.05 p p m
スチレン	0.4 p p m
二硫化メチル	0.009 p p m

(2) クリーンセンターのごみ処理の安全対策について

クリーンセンターのごみ処理工程で、さまざまな安全対策などを行っているがその対策や処理方法について、系統ごとに示す。

焼却施設

悪臭対策

ごみピットの空気を送風機で吸引し、その空気を焼却炉内に供給し、ごみの燃焼空気として利用し、臭い成分は燃焼により分解している。またこの吸引するだけで不足するときは脱臭装置への送風も行っている。ごみピットの空気を吸引することにより、空気の流れをピット外に漏れないよう対策を行っている。さらにピット内に定時的に消臭剤の噴霧を行っている。

排ガス対策（窒素酸化物、塩化水素、硫黄酸化物、ばいじん）

燃焼時に発生する窒素酸化物（ NO_x ）については、燃焼制御による抑制を行っている。なお、高温燃焼により、窒素酸化物の値が高くなったときには焼却炉内に尿素を噴霧し、除去している。

ばいじんの除去については、バグフィルタ内のフィルタ（ろ布）に集じん除去している。

次に塩化水素、硫黄酸化物の除去については、有害ガス除去装置のなかで洗煙水（水酸化ナトリウム）により、中和除去している。

ダイオキシン対策

ごみ焼却によるダイオキシン類対策は、ごみの高温燃焼による発生抑制、排ガスの冷却による再合成抑制、ばいじんの集じん除去による対策を行っている。

ごみ焼却のながれでは、ごみ燃焼のときの燃焼ガス温度を 800°C 以上で安定的に焼却する。また炉内の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下に押さえ安全燃焼につとめている。（一酸化炭素が増加することは不完全燃焼となる。）

次に排ガスを速やかに 200°C 以下に冷却することにより、ダイオキシン類の再合成を抑制している。さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、ガス状のダイオキシン類を活性炭に吸着させ、集じん効率の高いバグフィルタで集じんし、ばいじんとして固化処理している。

ばいじん処理

バグフィルタで集じん除去されたばいじんは、重金属などが溶出しないようダスト固化装置により、薬剤で固めたものを搬出している。

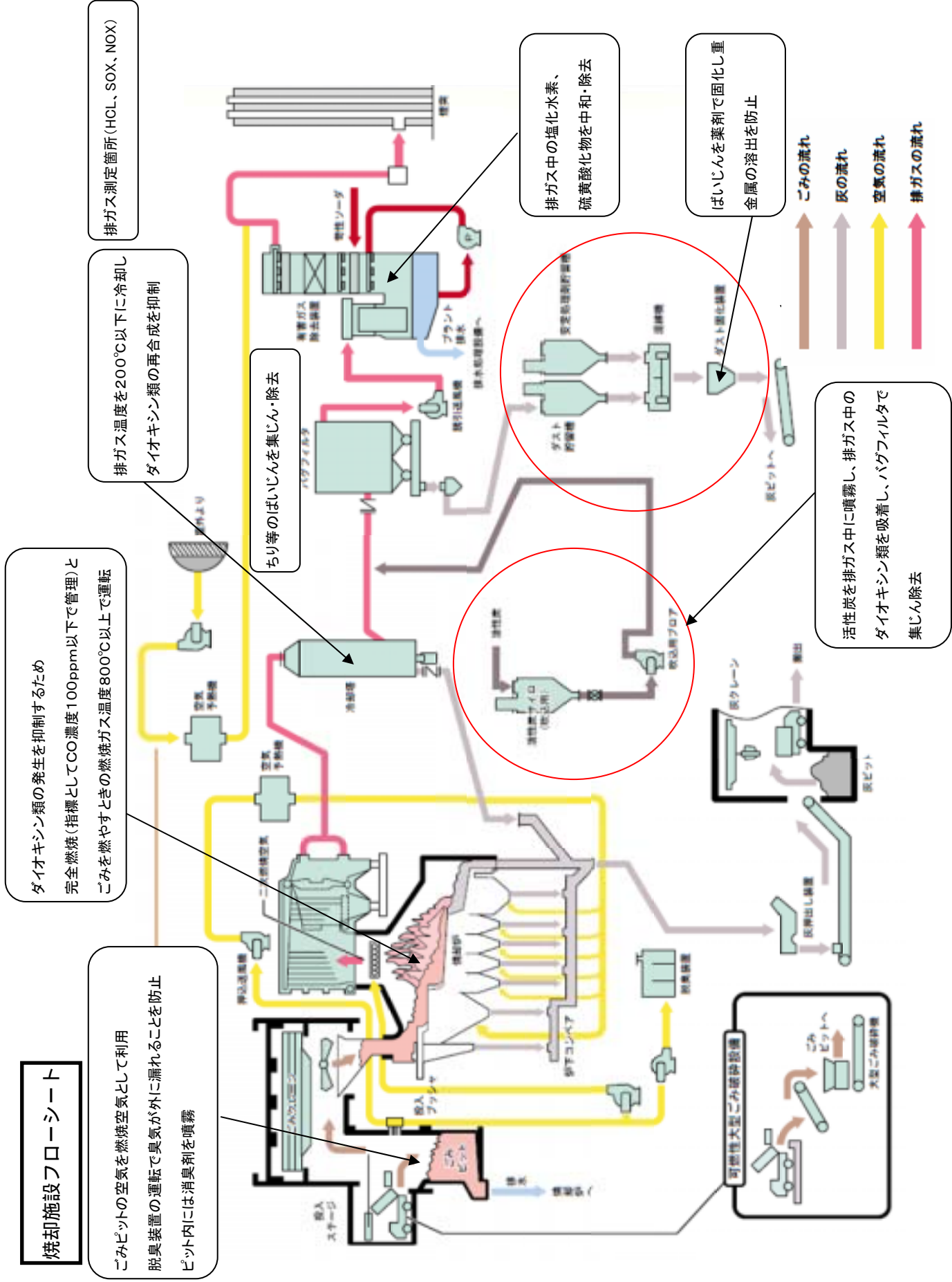
*次のページで各排出データについて示す。

*処理フローについては、資料参照のこと。

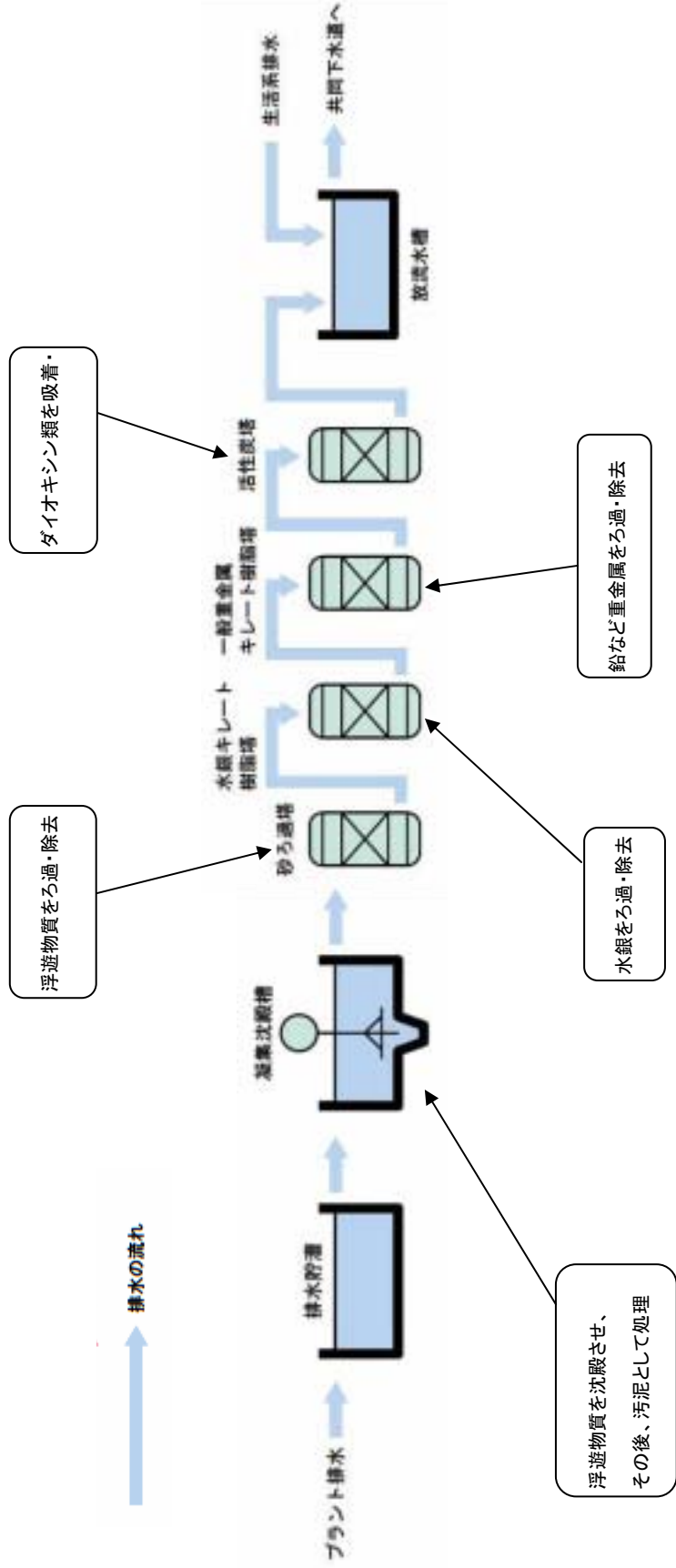
粗大ごみ処理

爆発事故防止対策

粗大ごみ処理施設では、過去何度かの爆発事故を起こしている。その対策として、破砕機内に希釈空気を吹き込み、可燃性ガスを薄めることにより、爆発を防いでいる。またコンベヤ内に火炎センサーを取付け、火炎が発生したとき、ただちに設備の停止とスプリンクラーによる消火を行うよう対策を行った。



排水処理施設フローシート



* 排ガス測定データ

1号炉					
測定項目	単位	基準値	H20.6.17	H20.9.9	H20.11.14
排ガス量(乾き)	m3N/h	-	27300	23500	31000
排ガス温度	°C	-	111	117	108
水分量	%	-	10.7	9.8	11.1
ばいじん濃度	g/m3N	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001
硫黄酸化物濃度	ppm	30 以下	<1	<1	<1
硫黄酸化物排出量	m3N/h	-	<0.03	<0.03	<0.04
窒素酸化物濃度	ppm	150 以下	82	110	87
窒素酸化物排出量	m3N/h	-	1.3	1.7	1.7
塩化水素濃度	ppm	25 以下	<0.6	0.8	<0.6
2号炉					
測定項目	単位	基準値	H20.4.9	H20.7.1	H20.10.15
排ガス量(乾き)	m3N/h	-	28300	27100	30000
排ガス温度	°C	-	103	105	110
水分量	%	-	11.3	9.2	10.8
ばいじん濃度	g/m3N	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001
硫黄酸化物濃度	ppm	30 以下	<1	<1	<1
硫黄酸化物排出量	m3N/h	-	<0.03	<0.03	<0.03
窒素酸化物濃度	ppm	150 以下	85	83	80
窒素酸化物排出量	m3N/h	-	1.7	1.5	1.5
塩化水素濃度	ppm	25 以下	0.7	1.0	4.6
3号炉					
測定項目	単位	基準値	H20.5.13	H20.8.7	H20.12.2
排ガス量(乾き)	m3N/h	-	28600	24400	29900
排ガス温度	°C	-	104	110	103

水分量	%	-	10.3	14.6	11.4
ばいじん濃度	g/m3N	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001
硫黄酸化物濃度	ppm	30 以下	<1	<1	<1
硫黄酸化物排出量	m3N/h	-	<0.03	<0.03	<0.03
窒素酸化物濃度	ppm	150 以下	78	49	83
窒素酸化物排出量	m3N/h	-	1.6	0.88	1.6
塩化水素濃度	ppm	25 以下	1.1	1.4	0.7

(注1) 「<」は、定量下限値未満をあらわします。

* 排ガス等ダイオキシン類測定データ

測定結果一覧									
測定年	測定月	測定炉	集じん器 入口 (ng-TEQ/ m3N)	集じん器 出口 (ng-TEQ/ m3N)	煙突 (ng-TEQ/ m3N)	ばいじん (ng-TE Q/g)	焼却灰 (ng-TE Q/g)	排水 (pg-TEQ /L)	汚泥 (pg-TE Q/L)
平成8年	11月6日	1号炉*	3.4	5.5	6.3	11	0.024	—	—
平成9年	10月23日	2号炉*	1.8	13	6.5	14	0.11	—	—
平成10年	7月17日	1号炉*	0.73	1.7	1.6	—	—	—	—
平成	7月	2号	0.70	1.5	1.1	—	—	—	—

10年	17日	炉*							
平成10年	9月14日	3号炉*	2.2	16	5.4	22	0.074	—	—
平成11年	7月23日	2号炉*	5.5	24	21	—	—	—	—
平成11年	9月1日	1号炉	0.65	0.13	1.6	2.1	0.012	—	—
平成11年	9月2日	3号炉*	1.6	15	8.0	—	—	—	—
平成12年	8月10日	1号炉	0.88	0.23	0.71	0.40	0.032	0.56	0.030
平成12年	9月28日	2号炉	0.99	0.37	1.0	0.41	0.050	1.5	3.0
平	12月3日		1.4	0.016	1.2	1.1	0.0047	2.9	2.4

平成12年	8月	号炉							
平成13年	6月13日	2号炉	0.67	0.035	0.45	3.1	0.014	2.5	0.20
平成13年	7月18日	3号炉	0.84	0.017	0.0063	1.0	0.033	1.4	0.56
平成13年	8月29日	1号炉	0.52	0.019	0.17	1.1	0.0093	0.31	0.16
平成14年	6月19日	1号炉	1.4	0.0077	0.16	1.2	0.070	0.12	0.062
平成14年	6月20日	2号炉	1.1	0.034	0.16	6.7	0.019	0.28	0.10
平成14年	7月24日	3号炉	0.47	0.015	0.23	1.3	0.017	0.12	0.11

平成 15年	7月 25日	2号 炉	0.57	0.018	0.11	0.62	0.015	0.17	0.051
平成 15年	8月 15日	1号 炉	0.97	0.020	0.060	3.2	0.035	1.0	0.11
平成 15年	8月 15日	3号 炉	0.62	0.025	0.081	1.7	0.027	1号炉と 混合測 定	1号炉と 混合測 定
平成 15年	11月 12日	1号 炉	0.86	0.021	0.042	4.4	0.0058	0.12	—
平成 15年	10月 29日	2号 炉	0.68	0.021	0.066	1.1	0.030	0.070	—
平成 15年	10月 29日	3号 炉	1.3	0.024	0.11	0.69	0.052	2号炉と 混合測 定	—
平成 16年	7月 23日	2号 炉	1.1	0.00043	0.095	2.1	0.028	0.084	0.087

年									
平成 16年	7月 23日	3号 炉	1.1	0.0044	0.086	2.3	0.026	2号炉と 混合測 定	2号炉と 混合測 定
平成 16年	8月 20日	1号 炉	4.8	0.00031	0.068	1.9	0.032	0.081	0.15
平成 16年	11月 19日	1号 炉	0.69	0.0037	0.014	3.2	0.011	0.10	—
平成 16年	11月 19日	3号 炉	0.52	0.022	0.018	1.6	0.014	1号炉と 混合測 定	—
平成 16年	12月 10日	2号 炉	2.0	0.0021	0.025	1.5	0.049	0.0090	—
平成 17年	7月 29日	2号 炉	1.3	0.011	0.096	4.6	0.026	0.0039	0.062
平成 17年	7月 29日	3号 炉	1.2	0.0044	0.012	4.8	0.034	2号炉と 混合測 定	2号炉と 混合測 定

7年	日								
平成17年	8月26日	1号炉	0.94	0.013	0.075	12	0.022	0.029	0.061
平成17年	11月25日	1号炉	1.2	0.012	0.045	2.0	0.013	0.018	—
平成17年	12月7日	3号炉	1.0	0.029	0.029	6.6	0.011	0.028	—
平成17年	12月7日	2号炉	0.54	0.016	0.14	0.81	0.015	3号炉と混合測定	—
平成18年	8月29日	1号炉	0.75	1.7	0.040	0.43	0.014	0.0017	0.0036
平成18年	10月17日	2号炉	0.74	0.0097	0.069	11▼	0.0088	0.028	0.023▼
平成	10月	3号	1.4	0.018	0.12	0.44▼	0.018	2号炉と混合測定	—

18年	17日	炉						定	
平成18年	12月28日	2号炉	1.1	0.011	0.040	5.6	0.0067	0.014	—
平成18年	12月28日	3号炉	2.5	0.0064	0.060	11	0.0048	2号炉と混合測定	—
平成19年	2月9日	1号炉	3.8	0.029	0.015	5.7	0.028	0.029	—
平成19年	7月18日	2号炉	0.35	0.031	0.089	0.74	0.0083	0.012	0.079
平成19年	7月19日	3号炉	1.4	0.021	0.081	0.93	0.013	2号炉と混合測定	2号炉と混合測定
平成19年	8月7日	1号炉	1.2	0.059	0.15	8.7	0.024	0.018	—
平	11	1	0.47	0.024	0.060	0.75	0.0083	0.0079	0.088

成 1 9 年	月 27 日	号 炉							
平 成 1 9 年	11 月 28 日	3 号 炉	1.0	0.025	0.098	1.1	0.013	1号炉と 混合測 定	1号炉と 混合測 定
平 成 1 9 年	12 月 5 日	2 号 炉	0.56	0.031	0.068	3.1	0.018	0.012	—
平 成 2 0 年	6 月 19 日	1 号 炉	4.1	0.016	0.034	6.7	0.013	0.0040	—
平 成 2 0 年	6 月 20 日	2 号 炉	2.2	0.019	0.065	5.0	0.041	0.0064	0.028
平 成 2 0 年	7 月 15 日	3 号 炉	0.38	0.011	0.044	1.8	0.041	0.0039	—
平 成 2 0 年	11 月 12 日	1 号 炉	0.67	0.0090	0.010	0.97	0.024	0.00071	3号炉と 混合測 定

平成 20 年	11 月 13 日	3 号 炉	0.71	0.0086	0.0056	2.5	0.034	1号炉と 混合測 定	0.014▼
平成 20 年	12 月 11 日	2 号 炉	1.7	0.024	0.033	1.8	0.025	0.0061	—

基準値

期間	集じん器 入口	集じん器 出口	煙突	ばいじん (注1)	焼却 灰	排水	汚泥
～H14.11.31	なし	なし	80	なし	なし	50	なし
～H15.1.14	なし	なし	5	3	3	50	3
H15.1.15～	なし	なし	5	3	3	10	3

(注1) ばいじんについては、固化処理を行っており、規制対象になりません。

(注2) *は、ダイオキシン類削減対策をする前で、電気集じん器を使用していました。
現在は、全炉バグフィルタです。

(注3) ▼は、測定当日に試料が採取できなかったため、後日採取した試料の測定値
です。

(注4) 単位：集じん器入・出口と煙突は ng-TEQ/m³ N
ばいじん、焼却灰は ng-TEQ/g
排水、汚泥は pg-TEQ/L

(注5) 1ng(ナノグラム)は、10億分の1g(グラム)です。
1pg(ピコグラム)は、1兆分の1g(グラム)です。
TEQとは最も毒性の強いダイオキシン(2・3・7・8 ジオキシン)に換算した濃度
をいいます。
平成12年からはコプラナ PCB を含む値です。

*排水測定データ

上半期								
測定項目	単位	基準値	H20.4.9	H20.5.13	H20.6.17	H20.7.1	H20.8.7	H20.9.9
水素イオン濃度	pH	5.1以上9未満	7.4	7.3	7.2	7.2	7.2	7.0
水温	°C	45未満	38.0	20.4	24.0	26.0	32.0	31.0
BOD	mg/L	600未満	5.1	2.1	0.9	6.2	1.2	4.6
COD	mg/L	-	4.4	2.2	1.6	3.3	3.2	3.1
浮遊物質	mg/L	600未満	1	<1	2	<1	<1	<1
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	5または30未満	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール	mg/L	5未満	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
銅	mg/L	3未満	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
亜鉛	mg/L	2未満	0.02	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	<0.02
鉄	mg/L	10未満	0.03	0.03	0.03	0.03	<0.02	0.02
マンガン	mg/L	10未満	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総クロム	mg/L	2未満	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ヨウ素消費量	mg/L	220未満	<2	<2	<2	10	<2	2

カドミウム	mg/L	0.1 未満	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	mg/L	1 未満	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
有機燐	mg/L	1 未満	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
鉛	mg/L	0.1 未満	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.5 未満	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	0.1 未満	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	0.005 未満	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005
PCB	mg/L	0.003 未満	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フッ素	mg/L	8 未満	1.4	1.4	2.3	2.5	0.9	0.8
大腸菌群数	個/L	-	170	130	20	190	0	13
燐含有量	mg/L	16 未満	0.10	1.40	0.40	0.40	0.40	0.70
窒素含有量	mg/L	120 未満	4.00	4.00	4.00	5.00	4.00	4.00

下半期

測定項目	単位	基準値	H20.10.15	H20.11.14	H20.12.2
水素イオン濃度	pH	5.1 以上 9 未満	7.3	7.3	7.3
水温	°C	45 未満	35.0	36.0	36.0

BOD	mg/L	600 未満	1.5	0.6	1.4
COD	mg/L	-	3.2	3.5	2.7
浮遊物質	mg/L	600 未満	<1	<1	<1
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	5 または 30 未満	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール	mg/L	5 未満	<0.025	<0.025	<0.025
銅	mg/L	3 未満	<0.02	<0.02	0.02
亜鉛	mg/L	2 未満	0.11	0.03	<0.02
鉄	mg/L	10 未満	0.03	0.03	0.05
マンガン	mg/L	10 未満	<0.01	<0.01	<0.01
総クロム	mg/L	2 未満	<0.02	<0.02	<0.02
ヨウ素消費量	mg/L	220 未満	<2	<2	<2
カドミウム	mg/L	0.1 未満	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	mg/L	1 未満	<0.025	<0.025	<0.025
有機燐	mg/L	1 未満	<0.05	<0.05	<0.05
鉛	mg/L	0.1 未満	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.5 未満	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	0.1 未満	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	0.005 未満	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005	未検出 <0.0005
PCB	mg/L	0.003 未満	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フッ素	mg/L	8 未満	2.4	1.4	0.9
大腸菌群数	個/L	-	1100	73	3
燐含有量	mg/L	16 未満	1.7	0.8	0.9
窒素含有量	mg/L	120 未満	4	4	5

(注1) 「<」は、定量下限値未満をあらわします。

*騒音・振動測定データ

騒音測定：平成21年2月24日（火）

測定地点	時間区分	騒音値	基準値
S-1	午前11時頃	50デシベル	50デシベル
S-4	午後10時頃	45デシベル	45デシベル
S-2	午前11時頃	44デシベル	50デシベル
S-5	午後21時頃	42デシベル	45デシベル
S-3	午前11時頃	47デシベル	50デシベル
S-6	午後10時頃	44デシベル	45デシベル

振動測定：平成21年2月24日（火）

測定地点	時間区分	振動値	基準値
V-1	午前11時頃	36デシベル	60デシベル
V-4	午後10時頃	33デシベル	55デシベル
V-2	午前11時頃	41デシベル	60デシベル
V-5	午後21時頃	34デシベル	55デシベル
V-3	午前11時頃	36デシベル	60デシベル
V-6	午後10時頃	30デシベル未満	55デシベル

騒音測定：平成20年6月6日（金）

測定地点	時間区分	騒音値	基準値
S-1	午前11時頃	49デシベル	50デシベル
S-4	午後8時頃	45デシベル	45デシベル
S-2	午前11時頃	44デシベル	50デシベル
S-5	午後20時頃	43デシベル	45デシベル
S-3	午前12時頃	41デシベル	50デシベル
S-6	午後8時頃	44デシベル	45デシベル

振動測定：平成20年6月6日（金）

測定地点	時間区分	振動値	基準値
V-1	午前11時頃	42デシベル	60デシベル
V-4	午後8時頃	34デシベル	55デシベル
V-2	午前11時頃	49デシベル	60デシベル
V-5	午後20時頃	34デシベル	55デシベル
V-3	午前12時頃	37デシベル	60デシベル
V-6	午後8時頃	46デシベル	55デシベル

* 悪臭データ

	20.6.17	20.8.7	20.10.15	21.1.27	
悪臭物質	測定値	測定値	測定値	測定値	基準値
アンモニア	定量下限 値未満	—	—	—	1 p p m
メチルメルカプタン	〃	—	—	—	0.002 p p m
硫化水素	〃	—	—	—	0.02 p p m
硫化メチル	〃	—	—	—	0.01 p p m
トリメチルアミン	〃	—	—	—	0.005 p p m
アセトアルデヒド	〃	—	—	—	0.05 p p m
スチレン	〃	—	—	—	0.4 p p m
二硫化メチル	〃	—	—	—	0.009 p p m
臭気指数	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10